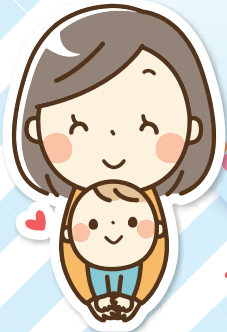


令和6年10月から利用しやすくなりました

産後ケア事業 ご案内

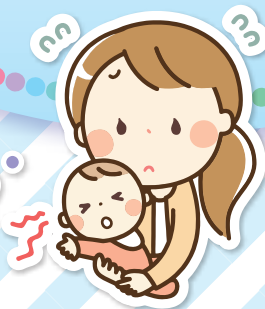


一人で悩まないで！

頼れる
相談先が
できて
嬉しい。

産後のお悩み・不安をひとりで抱えないで

夜泣きで
ワタワタ！
少し休みたい。



相談してみよう！

わからないことが
相談できた。



利用
できる方

北九州市に住所がある、
出産後1年を経過しない保護者と赤ちゃんで、
感染症状がなく、医療行為が必要でない方のうち、
産後ケアを必要とする方。



北九州市 産後ケア



妊娠中からの
お問合せ、ご見学を
お勧めします！

主な支援

- 健康管理や母乳のケア
- 育児相談や指導
- 体重測定、発育や発達のアドバイス
- 沐浴方法や皮膚の手入れのアドバイス 等

産後ケアの種類と利用料

● 令和6年10月から従来の利用料から半額になりました。

宿泊型

利用料

一般世帯 3,000円
減免世帯 1,000円

利用時間

1泊2日(10時～翌10時の間)
3食(翌日朝食含)

通所型

利用料

一般世帯 1,000円
減免世帯 300円

利用時間

6～7時間(9時～17時の間)
1食

通所型(短時間)

利用料

一般世帯 500円
減免世帯 150円

利用時間

2～3時間(9時～17時の間)
【利用期間】生後4ヶ月未満

居宅訪問型

利用料

一般世帯 1,000円
減免世帯 300円

利用時間

2～3時間程度
(9時～17時の間)

利用の上限

● それぞれのサービスを通算して、最大7日まで。そのうち通所型(短時間)については最大3日まで。

※利用料は、直接事業所にお支払いください。利用料は食事代を含んだ金額です。

※自己負担額の減免を希望する方は、裏面をご参照ください。

※宿泊型や通所型(短時間含む)への交通費は、実費です。

利用の方法

利用の申請 ・ 利用登録

●利用希望の事業所へ連絡し、利用や日程等ご相談ください。

※連絡先は北九州市ホームページの事業所一覧をご覧ください。

※里帰り等で市外で利用する場合は2週間前までに子育て支援課へ申請が必要です。

●利用が決まれば、事業所へ

産後ケア事業登録利用申請書の提出が必要になります。

※事業所の状況によっては、希望日に利用できない場合があります。



北九州市 産後ケア

産後ケア利用

●ご利用の際は、必ず母子健康手帳をご提示ください。

- | | | |
|----------|---------|--------------|
| ① 母子健康手帳 | ② 健康保険証 | ③ 北九州市子ども医療証 |
| ④ ベビー服 | ⑤ オムツ | ⑥ バスタオル |
| ⑦ 母乳パッド | ⑧ 母の着替え | ⑨ 洗面用具 等 |

【減免を希望する方のみ】

- ㊦ 生活保護世帯は保護受給証明書の写し
 ㊧ 市民税非課税世帯は生計中心者の市民税非課税証明書の写し
 (4月から6月までの間に申込の場合は、前年度の非課税証明書の写し)

※詳細は事業所へお問い合わせください。



注意事項

キャンセルや変更は、早めに事業所へご連絡ください。

●キャンセル料金については、事業所にご確認ください。 ●利用日の2日前の17時以降のキャンセルは費用が発生します。

タイムスケジュール【例】

宿泊型



通所型



通所型 (短時間)



居宅訪問型



区役所 こども家庭センター (健康相談コーナー)

門 司	093-331-1888	八幡東	093-671-6881
小倉北	093-582-3440	八幡西	093-642-1444
小倉南	093-951-4125	戸 畑	093-871-2331
若 松	093-761-5327		

産後ケア事業の手続き等ご不明な点は子育て支援課へ 093-582-2082

子育てのご相談は、
お気軽にお住まいの
区役所にご連絡ください

